

平成 28 年度

行政監査結果報告書

平成 29 年 3 月

瀬戸内市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により瀬戸内市議会及び瀬戸内市長に提出するものである。

平成29年3月

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

同 中 村 勝 行

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査委員基準（平成 28 年瀬戸内市監査委員告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定による監査）

第3 監査の対象

次に掲げる出納室における伝票の確認、審査及び現金取扱事務

- ・支出負担行為の確認に関する事務
- ・支出命令書等の審査に関する事務
- ・現金等の取扱に関する事務

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等

第5 監査の主な実施内容

実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

監 査 期 日	監 査 の 対 象	実 施 場 所
平成 29 年 2 月 27 日（月）	出納室	本庁 3 階会議室

第7 監査の結果

出納室における伝票の確認、審査及び現金等の取扱事務について、内部組織、事務処理の手続き、行政の運営等について、その適正及び効率性、能率性の確保の観点から、また、その内部統制が有効に機能しているかとの観点から監査を行った結果、出納室における伝票の確認、審査及び現金等の取扱事務についてはおおむね適切に行われており、その内部統制についてもおおむね有効に機能していることを確認した。